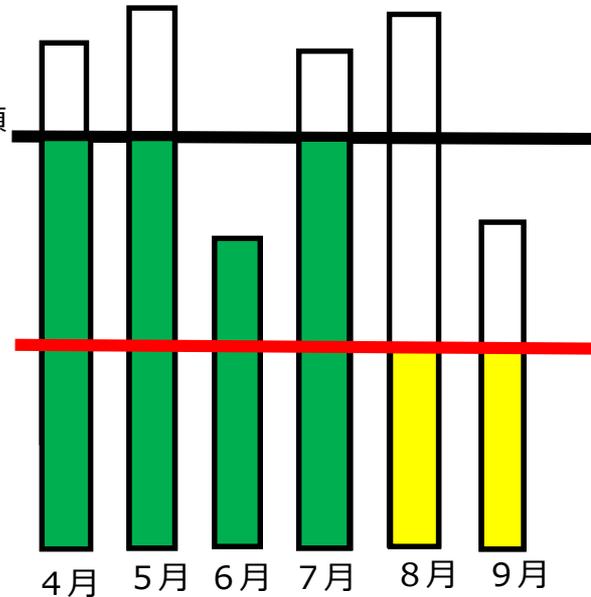


【多数該当】

3月目までの
自己負担限度額4月目からの自
己負担限度額

・直近の1年間に高額療養費の支給が3ヶ月以上あった場合は、4ヶ月目からの自己負担額はさらに下がります。



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



高額療養費 限度額適用認定証

70歳未満の方へ



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

高額療養費 限度額適用認定証

保険者に申請し窓口に提示することにより、1ヶ月（1日～末日）の窓口負担が自己負担限度額までとなります。
外来でも利用できます。

平成27年1月1日から

所得区分	1か月当たり 自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)	適用 区分
標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1%	140,100円	ア
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1%	93,000円	イ
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1%	44,400円	ウ
標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円	エ
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円	オ

・医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別、保険薬局等それぞれの取り扱いになります。

・入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は含まれません。

・1つの世帯で（同じ保険証に名前がのっている人）で、同じ月に1件あたり21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は合算することが出来ます。

同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

・区分アまたは区分イに該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」又は「区分イ」の該当となります。
※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。国民健康保険から協会けんぽに加入した場合など、保険者が変わったときは多数該当の月数に通算されません。

※多数該当は同一被保険者で適用されます。退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。

【申請窓口】

医療保険	申請窓口
国民健康保険	市町村
全国健康保険協会	全国健康保険協会 都道府県支部
健康保険組合	各保険者に お問い合わせください
共済組合	
船員保険	

【申請に必要なもの】・医療保険証・印鑑

* 全国健康保険協会の申請用紙は当院にもあります。

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

限度額適用認定証ができましたら、
医療サービス課にご提示下さい



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193